

富山県済生会富山病院 病院内売店運営事業公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、富山県済生会富山病院（以下、「当院」という）において、患者やその家族、病院職員の利便性向上を目的に売店を設置し運営する事業者として、当院と優先的に契約交渉を行う者（以下、「優先交渉権者」）を公募により選定するために必要な事項を定める。

2. 選定方法

公募型プロポーザル方式

3. 事業概要

(1) 事業名

富山県済生会富山病院 病院内売店運営事業

(2) 設置場所及び面積

富山県富山市楠木 33 番地 1 富山県済生会富山病院 1 階売店（面積 57 m²）

(3) 事業内容

当院の指定場所を有償で使用し売店を設置しその運営管理をおこなう。

(4) 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日

4. 応募および運営形態

運営形態は、運営会社の直営またはフランチャイズ方式のどちらかとする。ただし、フランチャイズ方式を採用し、売店を設置運営する場合はフランチャイザーが提案（応募）すること。フランチャイジーが提案（応募）する場合は、運営する事業に係る概要書とサポート体制を明確にすること。

5. プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者は次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加者となることができない。

- ①当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者。
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者。
- ④手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者。
- ⑤会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

- ⑥民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ①提出書類に虚偽の事実を記載した者。
- ②経営の状況または信用度が極度に悪化している者。
- (3) 競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年間競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人または代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ①契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ②競争入札またはせり売りにおいてその公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③選定された事業者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④契約の適正な履行を確保するため、またはその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- ⑦この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされる者を契約の締結または契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (5) 食料品、飲料及び日用品雑貨等を販売する売場面積が、当院の売店と同等以上の小売店舗を過去3年以上継続して健全な運営を行っている者。
- (6) 県内において、過去3年において食品衛生法に違反したとして行政処分を受けた者ではないこと。
- (7) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (8) 直近3年間の決算書、印鑑証明書、法人登記簿謄本（法人の場合）の提出が可能な者。

6. 運営条件

・売店運営事業

(1) 営業日及び営業時間

①営業日 年中無休

営業時間 午前8時から午後7時まで

（上記を基準とするが、事業者の提案内容により変更することがある）

②営業開始日 令和7年11月1日を予定（協議の上決定する）

(2) 使用料

- ①使用料は月額 20,000 円（税別）とする。
- ②使用許可部分に係る水道光熱費はすべて当院の負担とする。
- (3) 事業者は店舗の当該月の売上実績報告書を、翌月の当院が指定する日までに提出すること。

7. 選定スケジュール

内 容	時 期
公募開始	令和 7 年 6 月 12 日（木）
質問受付期間	令和 7 年 6 月 13 日（金）～令和 7 年 6 月 20 日（金）
質問への回答	令和 7 年 6 月 24 日（火）
現地調査（希望者のみ）	令和 7 年 6 月 19 日（木）～令和 7 年 6 月 22 日（日）
参加申込書受付期間	令和 7 年 6 月 25 日（水）～令和 7 年 7 月 4 日（金）
参加資格結果通知	令和 7 年 7 月 8 日（火）
面接審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月 14 日（月）
選定結果の通知	令和 7 年 7 月 17 日（木）
契約内容の協議及び契約締結	令和 7 年 7 月末日（予定）

※日程については、都合により変更する場合があります。

8. 質問書の提出及び回答

本件プロポーザルについて質問がある場合は、次により質問をすることができる。ただし、提案書の作成に必要な事項及び本事業の実施に係る条件に限るものとし、評価・審査に係る内容など本事業の提案に必要ないと判断される質問は受け付けない。

- (1) 質問方法 質問内容を質問書に簡潔に記入し、下記担当者まで電子メールにて提出すること。
- (2) 質問期限 令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 6 月 20 日（金）まで
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 24 日（火）まで質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて送信する。

9. 参加申込

本件プロポーザルに参加する場合は、次により申込をすること。

- (1) 以下、提出書類①～④を受付期間内に提出すること。
- (2) 受付期間 令和 7 年 6 月 25 日（水）から令和 7 年 7 月 4 日（金）まで
- (3) 提出書類
 - ①参加申込書（様式は当院ホームページよりダウンロードすること）
 - ②企画提案書（任意様式）

- ③会社概要書（任意様式）
- ④直近3年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- ⑤印鑑証明書、法人登記簿謄本（法人の場合）
- (4) 提出先 下記担当者まで
- (5) 提出方法 受付期間中の午前9時から午後5時までに下記担当者まで持参すること
- (6) 結果通知 令和7年7月17日（木）に電子メールにて通知する

10. 企画提案

(1) 書類作成等に係る留意点

- ①企画提案にあたっては本実施要領及び仕様書を熟読し、これらを遵守すること。
- ②提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- ③企画提案書はA4判、横書きとし分かりやすく簡潔に記載すること。
- ④企画提案書は返却しないものとする。
- ⑤企画提案書については、プレゼンテーション実施のため使用するものとする。

(2) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

(3) 面接審査（プレゼンテーション審査）

- ①日程 令和7年7月14日（月）
- ②場所 富山県済生会富山病院 ※具体的な時間・場所は後日通知する。
- ③出席者 1事業者につき3名以内。
- ④実施時間 1事業者あたり35分程度とする。冒頭20分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後、ヒアリングを15分程度実施する。
- ⑤設営 机・椅子・スクリーン・プロジェクター・電源は当院で準備。PCを用いる場合は参加事業者が準備すること。

(4) 企画提案の評価項目

	審査項目	評価ポイント
①	運営実績	・病院内における同様の出店事例、運営実績があるか ・売店設置、改修棟に係る費用及び出店後の収支計画は適切か ・安定した経営が継続できるか
②	安全・衛生面	・清掃や定期検査など日常の衛生管理が適切に行える体制となっているか
③	店舗運営方針・ 管理責任者・従業員数	・店舗運営の目的を理解し、利用者のニーズに合致した運営方針となっているか ・管理責任者、従業員数は適切か
④	営業日・営業時間	・利用者のニーズを考慮した提案となっているか
⑤	開店準備	・開店までのスケジュールは適切か。工事・物品搬入・従業員の雇用及び研修が余裕をもって行えるか

⑥	販売品目	・品揃えが豊富であり、利用者の利便性向上に寄与しているか ・医療用品の取り扱いが可能か
⑦	店舗レイアウト等	・病院利用者（車椅子患者等）の特性に合わせたレイアウトになっているか
⑧	災害等への対応	・大規模災害発生時等における病院への協力体制はどうか
⑨	独自のサービス	・事業者独自のサービス展開について

11. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込後、契約日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領で示された提出書類の期限、提出方法等書類作成上の留意事項に適合しない場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12. 審査及び選定方法

(1) 審査

選定委員会において実施する。

(2) 選定方法

審査は、応募者から提出された書類審査及び応募者からのプレゼンテーションを受け最も適していると認められる参加事業者を優先交渉権者として選定する。なお、この選定はあくまで「優先交渉権者を特定」するものであり、契約行為ではない。

13. 選定結果の通知

選定結果は、令和7年7月17日（木）に電話または文書にて通知する。

14. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

- ①本件プロポーザルにより選定された事業者と事業内容及び事業期間等について協議し協議が整ったときは契約を行う。
- ②契約対象となる事業内容は、企画提案書を基本とするが、企画提案書の内容に拘束されるものではない。本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、病院と事業者との協議により、提案内容を一部変更した上で仕様書を作成することがある。
- ③優先候補権者が契約締結までに「3. プロポーザル参加資格要件」のいずれかに該当しなくなった場合や、特別な事由により契約締結が不可能になった場合、協議が整わ

なかった場合などは、「11. 審査及び選定方法」による審査において次順位の事業者と協議を行うことがあります。

- ④フランチャイズ方式を採用する場合、フランチャイジーは契約締結の前に9項(3)④および⑤の提出をすること。

15. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本件プロポーザルを辞退するときは、辞退届をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

16. 個人情報の保護

契約を締結した場合、事業者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等の関係法令を遵守するものとし、本事業に従事する者、又は従事していた者が当該事業に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合等は当該法令及び条例に基づき処罰されることがある。

17. その他

- (1) 本企画提案に係る費用については、すべて参加者負担とする。
- (2) 候補者と特定されたことをもって、契約締結を確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容がすべて仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 参加事業者は優先交渉権者特定後、本企画提案に係る内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 参加事業者が1社であっても評価を行い、事業候補者として適当でないと認められる場合には、事業候補者として特定しないことがある。

担当者

富山県富山市楠木33番地1

富山県済生会富山病院 用度課 係長 姉崎 泰史

TEL 076-437-1111（代表）

FAX t-anezaki@saiseikai-toyama.jp

